

暫定的な衛星利用による難視聴対策（衛星セーフティネット）

別紙7

新たな難視等の暫定対策として、衛星により地上デジタル放送を再送信する者に対しその費用を補助するとともに、当該放送の受信設備の整備又はその代替として一時的にケーブルテレビを利用する場合に要する対策を実施する。

23年度は、アナログテレビ放送終了時の緊急避難的な対応として、やむを得ずデジタル化対応が遅れた世帯（受信対策を除く）等へも対象を拡大する。

スキーム

(1) 送信・利用者管理事業

- ① 事業主体：民間法人等（放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人）
- ② 対象事業：放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信（委託放送事業）及び当該放送の利用者管理
- ③ 補助率：2/3

(2) 受信対策事業

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 対象事業：暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯（既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。）に対する衛星放送受信機器（受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む）の提供
※ 衛星放送を利用できない場合や衛星放送受信機器の提供に比べケーブルテレビの利用が効率的な対策となる場合は、中継局による対策が実施されるエリアに限り、中継局整備までの暫定期間、ケーブルテレビ利用を提供
- ③ 補助率：10/10

